

Title	インネス氏著 What is Money?
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.775(119)- 777(121)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とを得るものなり。印度及び金貨流通せざる他の金貨國が金貨本位を維持することを得るは即ち此Qの調節力を利用しつゝあるが爲めに外ならず。

以上は著者主張の梗概なり。貨幣數量説に對するバーバー氏の説明は多少重複又は矛盾せる所なきに非ざれども、概して穩健なりと謂ふ可きか。されど、信用を物價の關係に就きて著者が述べることに對しては多少の疑問を懷かざるを得ず。一定額の貨幣の増加が同額の信用の増加よりも物價に對して著しき影響を及ぼす可きは著者の言の如くなりと雖も、流通貨幣と銀行貸付との間に於ける數量的關係は少期間内に變更すること稀なるも長期間には漸次變動するものなるを記憶せざる可からず。若し果して然らば信用は貨幣と獨立に物價に影響を與ふることありと云ふ可く、従つて吾人は物價平準に對する信用制度の影響を輕視す可らざるなり。次に

著者は信用制度の運用は貨物の生産費を低下せしむ可きを以て、此點より論ずれば物價騰貴を誘致するの一原因なること能はざるものなりと斷じたれども此斷定は生産費説を根據とせるものにして、吾人の賛成するを得ざる所なり。各貨物の價格は需用と供給に依りて定まるものにして生産費のみに依りて定まるに非ず。されば。若し銀行の貸付増加せば、貨物の需用は増加す可く、従つて貨物の供給にして同一程度に増加せざる間は、假令生産費が同時に低減するとも、其價格は騰貴す可し。勿論其供給にして増加せば、物價は騰貴せざることあるべけれども、著者自身も云へるが如く、(二十五頁)信用制度其物は直接に貨物の現存量を増加せしむることを得ざるなり。貸付金の増加は勿論生産を刺激すべけれども、新生産物が市場に提供せらるゝ迄には多少の時日を要す可し。而して此期間内に於ては物價は騰貴するの傾向を有す可

し。著者は貨幣數量説の反對論を辯駁するに努めたる結果物價に及ぼす信用の影響を輕視するに至りしが如し。

著者は附録として卷末にウオーカー氏の國際兩本位制の一節とニコルソン氏の貨幣論の一節とを收めたるも、(八十九―百四頁)此附録が本書の紙數を増加する以外に於て大に其價値を高めたりと認むることは困難なりと云はざるべからず。

概して之を評せば、本書は著者が曩に發表せるThe Standard of Value若しくはフィッシャー氏、レイトン氏等の統計的研究に比較するものに非ざるも、説明の單純なる、行文の明決なる、見地の哲理的なる諸點に於て一種の特色を備へたる貨幣數量説の最近の説明として評者は之を江湖に推擧するを躊躇せざるものなり。(高城)

What is Money?
by A. Mitchell Innes

千九百十三年紐育銀行法令雜誌社
大版三十二頁東京賣價四十八錢

此小冊子は紐育市に於て發行せらるゝ銀行法令雜誌(Banking Law Journal)の千九百十三年五月號に掲載せられたる一論文を單行本として再版せしものなり。著者は目下貨幣の本質を講究しつゝありて孰れ濳濟なる一書を著はす豫定なるが、研究を進むるに従ひ貨幣に關する在來の學說に一大誤謬あるを發見し茲に自己の意見を發見して世に問ふに至りしなりと。著者の主張の梗概は左の如し。

經濟學者間の定説に據れば、最利貨幣なるもの存在せずして人は物と物とを交換し所謂交換の媒介物を使用せざりしが、其後人の最も需用する或る貨物が交換の媒介物として用ひらるゝ

に至り、次で金銀銅等の金屬が交換の要具として用ひられ、遂に一定の純分を有する金銀の量目を含みたる鑄貨を造り之を價值の標準たらしむるに至りたりと。而して信用は最も後れて發達せるものにして、之に依りて金屬貨幣を節約することを得と。

されど、著者の看る所に據れば、信用は貨幣よりも早く發達せるものにして、普通物々交換と看做さるゝものは信用取引に外ならざりしなり。又史實の示す所に據れば、金屬の一定量を以て價值の標準とせることなし。普通英國の磅(Pound sterling)は以前一封(Pound)の銀を意味し、佛の(livre) (銀貨)は以前一封(livre)の銀を意味せしものなりと看做され居るも、此兩者が同一なりしこと曾てなし。

然らば、貨幣とは何ぞや。著者の意見に據れば、鑄貨は貨幣に非ず。貨幣たるものは信用(債權)なり。人が貨物又は勤勞を提供するに際し

外ならざるなり。

要するに、交換の媒介物たり又價值の標準たるものは債權にして、所謂貨幣は單に價值の計算に用ひらるゝ尺度に過ぎざるなり。従つて政府が紙幣の發行を調節するが如きは理れなきことなり。紙幣は便利なるものなれば、若し其發行の制限が餘りに嚴重ならば、取引を阻害するに至る可く、又其制限にして餘りに緩和ならば何等の效力を有せざる可し。制裁を加ふ可きものは蓋し銀行家の不正の取引にして紙幣の發行に非ず。

以上は著者の主張の大意なるが、思ふに著者は米國の新銀行條例に反對の意見を有し、上述の説を唱ふるに至りしものなる可し。著者の貨幣論は概して取るに足らずと雖も、信用制度論は大に見る可きものあり。吾人は貨幣に關する一新論として同好の士に本書を推すと同時に一日も早く著者が會心の大著を發表するに至らん

其交換物として入手せんと欲するは決して金銀に非ずして債權なり。此債權を有すれば、之を以て他日必要な勤勞又は貨物を購入するを得るなり。經濟學者は未開民族間には信用制度なるものなしと云へども、事實は正反對して未開人民は皆信用制度を利用せり。未開の種族は貨物の取引に於て決して物々交換の方法に依ることなく互に貨物を貸借して、其決済にも矢張り貨物を用ひたり。而して債務債權の證憑としては割符を用ひたるが其割符は現今に於ける手形と同じく轉々流通せり。

此債權の實價は債務者の有する金銀又は他の貨物の數量に基かずして、其債務を辨濟す可き時期の來りし時に其債務者が他の個人に對して有する債權額の多少に依るものなりとす。中世紀に於て貨幣價值に一大變動を來せし最大の原因は貴金屬の價格の騰貴に非ずして、戰爭、疫病並に飢饉の打撃に因づく債權の價值の下落に

ことを望む。(高城)

帝國通信社編纂 大正三年 日本經濟年鑑

大正三年五月東京帝國通信社發行
太陽判三〇五〇頁定價金十圓

本書は我帝國の經濟財政に關する統計を採録編輯せるものにして、全卷を分ちて全國の部、新領地の部並に附録とす。全國の部に於ては國勢一斑、土地及氣象、人口、財政、農業、森林、鑛業、水産、工業、商業、貿易、銀行及金融、相場、物價及賃銀、交通、其他の項を設けて各事項に關する最近の統計を集録し、新領地の部に於ては朝鮮、臺灣、樺太、關東州に就きて全國に於けると略同様の分類の下に各事項に關する統計を載せ、附録の部に於ては全國の銀行會社に關する重要事項(所在地、設立年月、營業科目、資本金額、積立金、配當率、重役氏名等)